

大分県知事許可

法人用

「般・特新規」「業種追加」「般・特新規+業種追加」：用  
(許可申請書編纂順及び添付書類一覧表)

編纂順	様式番号	申請書類及び添付書類	申請区分	チェック項目
			般業般・特新規+業種追加	ポイント
1	第1号	建設業許可申請書	○	「行政庁側記入欄」は土木事務所で記入
2	別紙1	役員等の一覧表	○	
3	別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	○	「行政庁側記入欄」は土木事務所で記入
5	別紙3	収入印紙等はり付け欄	○	
6	別紙4	専任技術者一覧表	○	
7	第11号	令3条に規定する使用人の一覧表	○	該当がない場合は「該当なし」で提出
8	第4号	使用人数	○	常勤のみ的人数を記入
9	第6号	誓約書	○	法人の代表者が記入
10	第2号	工事経歴書	○	
11	第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額	○	追加する業種を含め、許可を受けようとする全ての業種について提出
12	第15号	貸借対照表(法人)	△	11条変更届出で、直近の決算書が提出されている場合は省略可能
13	第16号	損益計算書 完成工事原価報告書(法人)	△	
14	第17号	株主資本等変動計算書(法人)	△	
15	第17号の2	注記表(法人)	△	
16	第17号の3	附属明細表(法人)	△	
19		定款(法人のみ)	△	提出されている「定款」に変更がなければ省略可能
20	第20号	営業の沿革	○	様式下部の記載要領を参照 賞罰欄は該当がない場合は「該当なし」と記載
21	第20号の2	所属建設業者団体	△	提出されている「所属建設業者団体」に変更がなければ省略可能
22	第20号の3	健康保険等の加入状況	○	健康保険・厚生年金は法人は加入が原則
23	第20号の4	主要取引金融機関	△	提出されている「主要取引金融機関」に変更がなければ省略可能
25		登記されていないことの証明書	○	役員等の一覧表(株主を除く)に記載されている役員全員 原本を提出(申請日から3箇月以内の証明日)
26		身分証明書	○	役員等の一覧表(株主を除く)に記載されている役員全員(外国籍は不要) 原本を提出(申請日から3箇月以内の証明日)
27	第7号	経営業務の管理責任者証明書	○	
28	第7号別紙	経営業務管理責任者略歴書	○	
29	第8号	専任技術者証明書(新規・変更)	○	
30	第11号の2	国家資格者等・監理技術者一覧	▲	専任技術者は、国家資格者等には登録できない。
31		卒業証明書	▲	専任技術者・国家資格者等の資格に応じた必要ものを添付 実務経験証明書は原本を提出 専任技術者を実務経験証明書で提出する場合は、裏付けの契約書(1年1契約以上が必要)
32	第9号	実務経験証明書	▲	
33		資格証明書	▲	
34		監理技術者資格者証	▲	
35	第10号	指導監督の実務経験証明書	▲	
36	第12号	許可申請者(役員等)の住所、生年月日等に関する調書	○	経営人は不要(経営業務管理責任者略歴書を提出しているの) 経営人以外に役員等がない場合は「該当なし」で提出 5%以上を有する株主も必要
37	第13号	令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	該当がない場合は「該当なし」で提出
38	第14号	株主調書(法人のみ)	△	提出されている「株主調書」に変更がなければ省略できる。 様式下部の記載要領を参照
39		納税証明書(県税)	△	11条変更届出で、決算書に添付提出されている場合は省略可能
40		残高証明書等	▲	申請時前2週間以内のものとする。 原本を提出
41		商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	△	提出されている「商業登記簿謄本」に変更がなければ省略可能 ただし、定款に定める役員任期に留意(重任登記) 電算化後のものについては、履歴事項全部証明書とする。 原本を提出

○印は必要書類

▲印は場合によって必要な書類

△印は省略可能な書類

◇印は変更がない場合に省略可能な書類